

子どもと家族と働き方

仕事と生活の調和の推進、全ての家庭における子育て、全ての子どもの健やかな育成の支援、そして、公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備に取り組んでいます。

少 子化の流れを変えるために

現在、わが国では急速に少子化が進行し、女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成17年において1.26と過去最低を更新した後も依然として低い水準にあります。

少子化の主な要因は、様々なものがありますが、とりわけ女性にとって「仕事」と「結婚・出産・子育て」とが「二者択一」的であることがあげられます。

少子化の流れを変えるため、国民の希望する結婚や出産・子育てを実現できる社会となるよう、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現と、保育などの子育て支援サービスの充実を「車の両輪」として進めています。

仕 事と生活の調和と公正かつ多様な働き方

誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会を実現することは重要な課題となっています。

このため、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が行動計画を策定し、それぞれの企業における目標を立てて仕事と家庭の両立支援の取組を行うことを促進しています。また、行動計画の目標を達成したことなど一定の基準を満たした企業の認定を実施しています。（認定を受けた企業は、商品等に認定マークを付けることができます。）

また、仕事と家庭の両立が図れる環境整備に向け、育児・介護休業法に基づき、育児休業や育児期の短時間勤務等、柔軟な働き方ができる職場環境の整備を推進しています。

また、誰もが能力を発揮し、充実した職場生活を送れるようにするためには、公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境を整備することが不可欠です。



▲認定マーク「くるみん」

このため、職場において性別で差別されたり、妊娠・出産等により不利益を受けることなく、能力を発揮しながら働き続けることのできる環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等の確保や、男女間の格差を解消するため企業が行う自主的取組であるポジティブ・アクションに対する支援などを行っています。

パートタイム労働者と正社員との不合理な待遇の格差を解消し、働き・貢献に応じた公正な待遇の確保等を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導等を行っています。また、パートタイム労働者の均衡待遇・正社員化に取り組む事業主や中小企業事業主団体を支援するために助成金を支給しています。さらに、仕事と生活の調和を実現する多様な働き方の一つとして、短時間正社員制度の導入を支援しています（参考：短時間正社員制度導入支援ナビ <http://tanjikan.mhlw.go.jp>）。

6月は
男女雇用機会
均等月間

第24回
男女雇用機会均等月間

広がる未来 創るのは 会社と私
一きかけは
DO! ポジティブ・アクション!

職場での男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント等に関する相談、
ポジティブ・アクションに関する相談・お問い合わせは
都道府県労働局雇用均等室へ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

厚生労働省

地 域の子育て支援サービスの充実

働き方の多様化により、休日や長時間の保育に対するニーズが高まっています。こうした保育ニーズに対応するため、保育所における通常保育に加え、延長保育、休日保育及び夜間保育等の多様な保育サービスを実施しています。

また、多様な保育・教育ニーズに対応する形で、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能等を備える施設について認定を行う「認定こども園」制度を設け、その普及にも努めています。

そのほか、子育て家庭を地域で支える取り組みとして、育児に係る不安や悩みの相談を受けたり、子育て親子の交流の場を提供したりする地域子育て支援拠点の設置を促進しています。

また、子どもたちの健全な育成のため、健全な遊びの場を与えることを目的とする児童館や保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に生活の場を与える放課後児童クラブ、絵本などの児童福祉文化財の普及などの施策を推進しています。

児 童虐待への対応など要保護児童対策

近年、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっています。こうした痛ましい児童虐待を防止するため、早期発見・早期対応はもとより、虐待の未然防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援なども含めた様々な取組を行っています。

また、虐待を受けた子ども等社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に適切に対応するため、家庭的な環境の下での養護体制の拡充等、社会的養護体制の拡充のための方策を推進していくこととしています。

母 子家庭等の自立支援

就業面で不安定な状況に置かれている母子家庭の母に対して、就業・自立に向けた総合的な支援を行っています。

また、配偶者からの暴力（DV）及び人身取引等の対策については、関係省庁と連携を図りながら、被害者に対する保護と支援を行っています。

母 子保健の推進

妊産婦に優しい環境づくりの取組として、地域と一体となった妊婦健診の充実やマタニティマークの普及、SIDSの予防などを推進しています。さらに、保健・医療・福祉分野などと連携を図りつつ、安心して妊娠・出産・育児ができる体制の整備に取り組んでいます。

マタニティマーク▶



主眼 厚生労働省・内閣府

守ろうよ
未来を見つめる
小さなひととみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

——— 児童相談所全国共通ダイヤル ———
お住まいの地域の児童相談所に電話をおこなってください。

0570-064-000

オレンジリボンには子ども虐待を防止するオレンジカラーが採用されています。

※一部地域では使えないことがあります。※戸別や一部の伊電話はかけられません。